

(平成21年10月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から50年3月まで

年金記録問題が話題になったころ、息子が社会保険庁のホームページで私の年金記録を調べてくれた。その結果、申立期間の保険料が未納になっていることが分かった。

国民年金の加入手続や当時の保険料納付は養父に任せており、養父は亡くなっているため詳細は分からないが、保険料は金融機関で納付していたと思うので申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、申立人の保険料を納付したとするその養父も、国民年金制度発足時から60歳までの期間の保険料をすべて納付しているなど、申立人及びその養父の納付意識は高かったものと認められる。

また、社会保険事務所保管の国民年金受付処理簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年1月25日を資格取得日として51年2月28日に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったことから、納付意識の高い申立人の養父が申立期間の保険料を過年度納付したとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年5月から62年2月までの期間、平成元年5月から同年9月までの期間、2年1月から同年6月までの期間及び4年8月から6年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年12月
② 昭和60年5月から62年2月まで
③ 昭和62年9月
④ 平成元年5月から同年9月まで
⑤ 平成2年1月から同年6月まで
⑥ 平成4年8月から6年1月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間の保険料納付記録が確認できないとの回答を受け取った。

父親から「将来のために、職が変わったら必ず年金の手続を行うように。」と言われていた。

また、父親からは、私が転職の都度、転職先の事業所が厚生年金保険の適用事業所でない場合は、国民年金に加入したかどうか、また、保険料をきちんと納付していたかについて確認したため、厚生年金保険の適用事業所であった会社を退職した後、1週間以内には必ずA市役所（現在は、B市役所）、C区役所及びD市役所に出向いて国民年金の加入手続を行い、保険料も定期的に市役所窓口もしくは区役所窓口で納付書に現金を添え納付していた。時には3か月から6か月分をまとめて納付したこともあったが、保険料は間違いなく納付している。

このため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、転職先が厚生年金保険の適用事業所でなかったときは、その

都度、国民年金の再加入手続を行ったとしているところ、事実、申立人の所持する年金手帳により昭和60年5月、平成元年5月、2年1月、4年8月、8年2月、10年2月及び11年9月に、それぞれ国民年金の再加入手続が行われたことが確認できる上、社会保険庁の記録により申立人が再加入手続後に勤務したとする事業所は、いずれも当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できることから、加入手続に関する申立人の主張に不自然さは見当たらない。

また、社会保険庁の記録により、申立人は、各申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人の母は、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることを考慮すると、国民年金の再加入手続を行ったにもかかわらず、保険料を納付しなかったと考えるのは、不自然であることから、申立期間のうち再加入手続を行ったことが確認できる申立期間②、④、⑤及び⑥については、保険料を納付していたものと考えられる。

- 2 しかしながら、申立期間①については、申立人の所持する年金手帳及び社会保険庁の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号払出し時点（昭和60年7月ごろ）においては、未加入期間であることが確認できることから、納付書が発行されず、保険料の納付ができなかったものと推認できる上、申立人にほかの国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない。

また、申立期間③については、申立人の所持する年金手帳においても、再加入手続を行った旨の記載は無く、ほかに申立人が国民年金の再加入手続を行ったことをうかがわせる周辺事情が見当たらないことから、納付書が発行されず保険料納付ができなかったと考えられる。

さらに、申立期間①及び③の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②、④、⑤及び⑥の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から11年3月まで
国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

経済的理由で平成9年4月から11年3月まで申請免除をしていたが、その後、自営の仕事が軌道に乗り、生活が安定したので、11年3月ごろ、妻がA市役所に行き、11年度から保険料の現年度納付をする旨話した。そのとき追納の申出をしたかについては定かでないが、同年5月ごろ、追納の納付書が送られてきた。その納付書により、平成9年4月から11年3月までの保険料を3回か4回に分けて納付したのに、申立期間が申請免除のままにされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の妻は、平成11年ごろに、預金通帳から10万円から13万円を数回引き出し、不足分は、集金した金でその都度補い分割納付したと主張しているところ、事実、申立人が所有するB信用組合の預金通帳により、申立人名義の同信用組合の預金口座から、11年7月以降に4回にわたり保険料に相当する金額が引き出されていることが確認できることから、申立内容には信憑性が認められる。

さらに、申立人の妻が、当時、納付したとする一回当たりの保険料額は、申立期間の夫婦二人分の合計保険料を分割納付した場合の一回当たりの額とおおむね一致していることから、申立人の妻が申立期間の保険料を納付したとする申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から11年3月まで
国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

経済的理由で平成9年4月から11年3月まで申請免除をしていたが、その後、自営の仕事が軌道に乗り、生活が安定したので、11年3月ごろ、私がA市役所に行き、11年度から保険料の現年度納付をする旨話した。そのとき追納の申出をしたかについては定かでないが、同年5月ごろ、追納の納付書が送られてきた。その納付書により、平成9年4月から11年3月までの保険料を3回か4回に分けて納付したのに、申立期間が申請免除のままにされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、平成11年ごろに、預金通帳から10万円から13万円を数回引き出し、不足分は、集金した金でその都度補い分割納付したと主張しているところ、事実、申立人の夫が所有するB信用組合の預金通帳により、申立人の夫名義の同信用組合の預金口座から、11年7月以降に4回にわたり保険料に相当する金額が引き出されていることが確認できることから、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

さらに、申立人が、当時、納付したとする一回当たりの保険料額は、申立期間の夫婦二人分の合計保険料を分割納付した場合の一回当たりの額とおおむね一致していることから、申立人が申立期間の保険料を納付したとする申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年8月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間の保険料納付記録が確認できないとの回答を受け取った。

昭和36年4月ごろ、最初の1年分の保険料を義父からもらい納付した。申立期間の保険料は地区の婦人会の方に納付していたのに、未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間のうち昭和36年4月から37年3月までの保険料については、申立人は、36年4月ごろ最初の1年分の保険料を義父からもらい納付したとしているところ、申立人が所持する国民年金手帳には、36年4月1日付けの資格喪失の記載があるものの、当該記載の記載年月日が不明である上、制度上、当時1年分の保険料を前納することが可能であったことから、国民年金手帳の交付時から資格喪失処理時までの間に、申立人の主張どおり、1年分の保険料が前納されたと考えても不自然ではない。

しかしながら、申立期間のうち昭和37年4月から42年8月までの保険料については、1年分を前納した期間以降の国民年金の納付状況及び再加入時に関する申立人の記憶が曖昧である上、37年4月以降の大部分は任意の未加入期間であることから、さかのぼって保険料を納付することはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和38年11月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月20日から39年1月20日まで

「ねんきん特別便」が届き厚生年金保険加入期間を確認したところ、申立期間における厚生年金保険の記録が無いことが判明した。

私は、昭和38年11月20日にA社C支店から同社B支店に転勤したが、記録では39年1月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得したこととなっているので調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和38年11月20日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和39年1月20日の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社B支店は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、昭和44年9月28日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については2万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月31日から同年9月28日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、A社における厚生年金保険の資格喪失日が昭和44年7月31日となっていた。

しかしながら、実際に同社を退職したのは昭和44年9月27日である。この間、給与が支給されており、厚生年金保険料を控除されていたはずであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が、昭和44年9月27日まで、A社に継続して勤務していたことが確認できるが、社会保険事務所の記録では、同年7月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（以下、「全喪日」という。）が昭和44年7月31日と記録されているが、事業所別被保険者名簿によれば、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した数十人に係る標準報酬月額欄の44年の定時決定の記録がすべて抹消されている上、備考欄に「44年12月5日算定届取消」が押印されていることが確認できる。

また、事業所別被保険者名簿から、算定処理済年月日欄の昭和44年度欄にも修正が行われていることが確認できる上、A社の全喪日である昭和44年7月31日以降に被保険者二人が資格取得していること、及び全喪日以降の資格

喪失者二人の記録が全喪日喪失と訂正されていることが確認できることから、同社が同年7月31日に適用事業所でなくなった後の同年12月5日付けで、^{そきゆう}遡及して事務処理が行われたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和44年7月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は、同年9月28日であったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年7月の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和36年3月3日）及び資格取得日（昭和38年6月10日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和36年3月から同年9月までを1万円、同年10月から37年9月までを1万4,000円、同年10月から38年5月までを1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月3日から38年6月10日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、申立期間が厚生年金保険に未加入となっており納得がいかない。

A社には昭和35年10月にB工見習いとして入社し、38年9月に退職するまで勤務した。実務経験が2年間必要なB工の資格も在職中に取得している。未加入の期間も間違いなく勤務していたので、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に業務内容等に変更無く継続して勤務していたことが認められる。

また、同僚の一人は、申立人が一貫してB工として同社に勤務していたことを記憶していると証言しているところ、社会保険庁のオンライン記録から、当該同僚の厚生年金保険の資格記録が申立期間において継続していることが確認できる。

さらに、申立人が名前を記憶している同僚である4人のB工と4人の事務職員の厚生年金保険の資格記録は、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間において継続していることが確認でき、4人の事務担当者はいずれも、退職し

ていない従業員について社会保険の資格喪失処理をすることは無かった旨証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の申立期間前後の社会保険事務所の記録から、昭和36年3月から同年9月までを1万円、同年10月から37年9月までを1万4,000円、同年10月から38年5月までを1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和36年3月から38年5月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 7 日から 39 年 4 月 20 日まで

平成 10 年に年金額を試算してもらうため社会保険事務所に行き、2 か月後に回答をもらった際、A 社 B 工場に勤務していた厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金が支給されていることを知った。

その後、社会保険事務所に何度も足を運び説明を受けたところ、いつも「脱退手当金として支給されている。」という回答であったが、脱退手当金を請求も受給もしていないので納得がいかない。

「ねんきん特別便」が郵送されたことを契機に、第三者委員会で調べてもらおうと思い申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している厚生年金保険被保険者証は、再交付の押印が無いことから、申立期間に係る事業所で厚生年金保険に加入した際に発行されたものと考えられる上、脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示をすることとされていたにもかかわらず、当該被保険者証にはその表示が無い。

また、申立人が旧姓で発行された上記被保険者証を現在まで保管していたことに加え、申立期間後の3回の厚生年金保険被保険者期間は、すべて当該被保険者証の同一の記号番号で管理されている上、申立人は「退職後は帰郷し、就職するつもりで失業給付を受けていた。」と主張していることを考慮すると、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から48年3月まで

国民年金の保険料納付について社会保険事務所へ照会したところ、申立期間が未納であるとの回答があった。

昭和48年2月又は同年3月にA市役所から夫婦二人の保険料未納月数及び未納保険料額の通知があり、その数日後、妻は、夫婦二人分の保険料額約5万3,000円(私の分約2万8,000円及び妻の分2万5,000円)を同市役所B地区事務所(現在は、C区役所D出張所)の窓口で一括納付し、その際国民年金手帳の交付を受けた。それまで関心のなかった国民年金の重要性を認識し、保険料を払い込み、夫婦共にこれで一安心という気持ちでこれまで過ごしてきたのに、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年2月又は同年3月にA市役所から送付された通知により、その妻が同市役所B地区事務所(現在は、C区役所D出張所)において、それまで未納であった申立期間の保険料をまとめて納付したとしているが、この時点は、特例納付実施期間ではないことから、申立期間の大部分は時効により保険料の納付ができない。

一方、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年12月に夫婦連番で払い出されたことが確認できることから、申立人の妻が保険料を納付した時期については国民年金手帳記号番号払出し時点以降の49年3月ごろである可能性も考えられることから、この点について検証したところ、この時点は、第2回特例納付実施期間内であることから、特例納付により保険料を納付することが可能であったものの、申立人の妻が二人分をまとめて納付したとする保険料総額(約5万3,000円)は、この時点で申立期間の

保険料を納付した場合の保険料額と大きく乖離^{かい}している。また、この時点で、A市役所及び社会保険事務所の記録により、納付が確認できる昭和48年4月から49年3月までの現年度保険料及び過年度保険料納付が可能な47年1月から48年3月までの保険料を納付したと仮定した場合の保険料合計額とも大きく乖離^{かい}している。

さらに、申立人は、その妻がA市役所B地区事務所で夫婦二人の保険料をまとめて納付したとしているが、同市役所は「当時、B地区事務所においては、特例納付及び過年度納付に係る保険料収納事務は行っておらず、同事務所庁舎には、金融機関窓口も設置されていなかった。」と回答するなど、申立内容には不自然な点が見受けられる。

加えて、オンライン記録による氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）が無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から48年3月まで

国民年金保険料納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の保険料納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

20歳になる前に国民年金加入案内の葉書が届いた覚えがあり、また、親から税金等をきちんと納めるよう言われていた。20歳になったころにA市役所に出向いて国民年金の加入手続を行ったと思う。申立期間の保険料を妹の保険料と一緒にB信用金庫C支店で納付書に現金を添えて納付した覚えがあり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳のころ国民年金の加入手続を行ったとしているが、社会保険事務所保管の国民年金受付処理簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年11月から49年4月までの間に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間の大部分については時効により保険料を納付することができない。

また、国民年金手帳記号番号の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料については、その妹の保険料と一緒に納付したとしているが、社会保険事務所保管の国民年金受付処理簿から、申立人の妹の国民年金手帳記号番号は昭和49年8月16日に払い出されたことが確認できる上、申立人の妹は、申立期間を含む46年6月から49年3月までの保険料が未納であるなど、申立内容には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人は、過年度納付あるいは特例納付により保険料をまとめて納付したことが無いとしている上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から48年3月まで

国民年金の保険料納付について社会保険事務所へ照会したところ、申立期間が未納であるとの回答があった。

昭和48年2月又は同年3月にA市役所から夫婦二人の保険料未納月数及び未納保険料額の通知があり、その数日後、私は、夫婦二人分の保険料額約5万3,000円(私の分約2万5,000円及び夫の分2万8,000円)を同市役所B地区事務所(現在は、C区役所D出張所)の窓口で一括納付し、その際国民年金手帳の交付を受けた。それまで関心のなかった国民年金の重要性を認識し、保険料を払い込み、夫婦共にこれで一安心という気持ちでこれまで過ごしてきたのに、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年2月又は同年3月にA市役所から送付された通知により、同市役所B地区事務所(現在は、C区役所D出張所)において、それまで未納であった申立期間の保険料をまとめて納付したとしているが、この時点は、特例納付実施期間ではないことから、申立期間の大部分は時効により保険料の納付ができない。

一方、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年12月に夫婦連番で払い出されたことが確認できることから、申立人が保険料を納付した時期については国民年金手帳記号番号払出し時点以降の49年3月ごろである可能性も考えられることから、この点について検証したところ、この時点は、第2回特例納付実施期間内であることから、特例納付により保険料を納付することが可能であったものの、申立人がその夫との二人分をまとめて納付したとする保険料総額(約5万3,000円)は、この時点で申立期間の

保険料を納付した場合の保険料額と大きく乖離^{かい}している。また、この時点で、A市役所及び社会保険事務所の記録により、納付が確認できる昭和48年4月から49年3月までの現年度保険料及び過年度保険料納付が可能な47年1月から48年3月までの保険料を納付したと仮定した場合の保険料合計額とも大きく乖離^{かい}している。

さらに、申立人は、A市役所B地区事務所で夫婦二人の保険料をまとめて納付したとしているが、同市役所は「当時、B地区事務所においては、特例納付及び過年度納付に係る保険料収納事務は行っておらず、同事務所庁舎には、金融機関窓口も設置されていなかった。」と回答するなど、申立内容には不自然な点が見受けられる。

加えて、オンライン記録による氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）が無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から同年9月までの期間及び49年11月から50年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年6月から同年9月まで
② 昭和49年11月から50年2月まで

「ねんきん特別便」が届いたのを契機に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間における加入及び納付が確認できないとの回答を受け取った。

厚生年金保険の適用事業所を辞めた時に、国民年金に加入しないと年金がもらえないとA区役所の職員に言われたため、当時短期大学の学生であったが自ら加入手続きを行い、毎月、同区役所の窓口で保険料を納付していたのに、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和52年6月23日に払い出されたことが確認でき、この時点では、時効により申立期間の保険料を納付することができない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人は厚生年金保険の適用事業所を辞めた時に、A区役所の職員に言われ国民年金に加入したと主張しているものの、加入時期の記憶が曖昧である上、申立人の所持する年金手帳には、「はじめて被保険者となった日」は昭和52年4月13日と記載されている上、申立人はほかの国民年金手帳を所持したことはないとしているなど、申立期間に国民年金の加入手続きを行った形跡も見当たらない。

加えて、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 1 月 10 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 40 年 4 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①及び②が被保険者期間になっていないことが分かった。

申立期間①について、厚生年金保険の資格取得日が昭和 39 年 10 月 1 日となっているが、私は同年 1 月 10 日から A 社に正社員として勤務しており、申立期間中も、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、資格取得日は同年 1 月 10 日であると思う。

申立期間②について、私は B 社の寮に入居しながら勤務し、その期間は給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚の証言から、申立人が A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が名前を記憶している複数の同僚の証言及び社会保険庁のオンライン記録から、これら同僚について入社日と厚生年金保険の資格取得日が相違していることが確認できることから、A 社では入社日から一定期間後に従業員を厚生年金保険に加入させていたものと推認できる。

また、事業主及び同僚は申立期間①における保険料控除、資格得喪に係る届出の有無等について不明と回答しており、申立期間①当時における保険料控除等の状況について具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、事業主及び同僚の証言から、申立人がB社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業主は、申立人について、「普通作業員(ダンプ運転手)として一日いくらで雇っていて、保険料控除はしていなかったと思う。当時、正社員以外は厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、申立人の当時の上司は、申立人について、「準社員であり、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 7 月 1 日から 31 年 7 月 26 日まで

申立期間後に勤務したA社B所を退職する際に脱退手当金について会社の担当者から「退職後に就職の予定が無いなら、A社勤務分を一時金として受け取れる。」との説明を受け、脱退手当金はA社の厚生年金保険被保険者期間のみと理解し、手続を行ってもらった。

「ねんきん特別便」が届き内容を確認したところ、A社以前に勤務していた2つの事業所のうち、申立期間に係るC社の厚生年金保険被保険者期間についても脱退手当金として支給されていることとなっており、記憶と一致しないため、詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「脱退手当金はA社の厚生年金保険被保険者期間のみと理解し、手続を行ってもらった。」と主張しているが、脱退手当金は裁定請求時まで加入した厚生年金保険被保険者期間を計算の基礎として支給されるものである。このため、社会保険庁の記録では同一の被保険者台帳記号番号で管理されているC社及びA社B所の厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算された脱退手当金が支給決定されている上、申立期間に係るC社の旧台帳には脱退手当金の算定の基礎となる標準報酬月額等を裁定庁に回答したことが記録されているとともに、申立人のA社B所の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、A社B所を退職する際に、当該事業所から脱退手当金の説明を受けて代理請求を依頼し、脱退手当金を受給したことを認めており、社会保険庁の記録どおり申立期間を含む脱退手当金が支給されたものと考えられ

る。

さらに、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 27 日から 39 年 4 月ごろまで

「ねんきん特別便」が届き厚生年金保険加入期間を確認したところ、申立期間における厚生年金保険の記録が無いことが判明した。

私は、昭和 39 年 4 月ごろまでA社に勤めていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社は既に廃業している上、当時の事業主は他界しており、複数の同僚は、申立人を覚えていない旨証言していることから、申立期間において、申立人が同事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、社会保険事務所の記録から、A社は昭和 38 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、同年 10 月 1 日以降の期間については、適用事業所ではないことが確認できる上、複数の同僚も、同年 10 月以降は勤務していなかったと証言している。

さらに、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 6 月から 36 年 9 月まで
② 昭和 50 年 3 月 1 日から 51 年 6 月 1 日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、申立期間①のA社で臨時工として勤務した期間及び申立期間②のB社で勤務した期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに気付いた。

勤務事実に間違いは無いので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の名前を記憶している同僚の証言から、具体的な期間は特定できないものの、申立人がA社（現在は、C社）に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されたことを確認できる資料が無い上、申立てどおりの届出及び保険料納付について不明としている。

また、申立人が名前を記憶している同僚1人及び社会保険庁のオンライン記録で確認できる同僚3人は、臨時工の期間は厚生年金保険には加入できず、正社員になった際に加入した旨を証言していることから、A社においては、臨時工を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

2 申立期間②について、申立人が名前を記憶している同僚の証言から、申立

人が昭和 50 年に B 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人から提出された昭和 50 年及び 51 年の源泉徴収票に記載された社会保険料控除額からは、申立期間②に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

また、B 社は、「申立人は申立期間②当時、アルバイト扱いだったため、厚生年金保険には加入させず、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答している上、申立人が名前を記憶している同僚も同様の証言をしている。

- 3 申立人は、申立期間①及び②において、厚生年金保険料控除に係る具体的な記憶が無く、厚生年金保険料を各事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月 1 日から 41 年 1 月 16 日まで

A社を結婚退職する際に、事務員から、年金は一生ついて行くものだから一時金をもらわないでおくようアドバイスされたため、受給手続を行わなかったが、60歳の年金請求時に、同社での被保険者期間については脱退手当金として支給されていると言われた。

脱退手当金はもらった記憶が無く、同姓の同僚がいたことから、記録間違いではないか調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和41年5月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、同姓の同僚がいたので自身の厚生年金保険の記録と錯誤があるのではないかと主張しているが、A社に係る社会保険庁のオンライン記録において確認できる同姓の同僚については脱退手当金の支給記録が無いほか、当該同僚に脱退手当金が支給されたと仮定した場合の試算額は申立人の支給額と大きく相違することを踏まえると、社会保険事務所において当該同僚の支給記録が申立人に誤って記録されたものとは考え難い。

さらに、A社における申立人の資格喪失日までに喪失した脱退手当金の受給資格者4人の支給記録を調査したところ、全員に脱退手当金の支給記録があり、いずれも厚生年金保険被保険者の資格喪失後5か月以内に支給決定されているほか、連絡の取れた2人は、脱退手当金を受給した記憶があり、うち1人は会社から現金でもらったと証言していることを踏まえると申立人についても、事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年6月から23年7月1日まで
② 昭和38年3月から39年3月23日まで

厚生年金保険の加入期間を照会したところ、一部の期間については加入記録が確認されたが、A社及びB社に勤務していた申立期間①並びにC団体に勤務していた申立期間②の加入記録が確認できないとの回答を受け取った。

この両申立期間について厚生年金保険の加入を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人がA社D組の同僚として名前を記憶している8人は、社会保険庁の記録から、申立期間①よりも後に同事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、A社D組にはその兄の紹介で昭和21年6月ごろから勤務を始めたとしているものの、申立期間①に係る同僚等は高齢及び既に他界しているため当時の状況について聴取することができず、申立人が申立期間①に当該事業所に勤務していたことは確認できない。

さらに、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたかについては、A社D組は既に廃業し、事業主も他界しているため当時の状況について聴取することができない上、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる具体的な資料や周辺事情も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、昭和38年3月ごろC団体（現在は、E社）に入社して勤務し、かつ、その夫の転勤のため退職した後は、その義姉

が引き継いで勤務したと主張しており、事実、申立人の義姉に厚生年金保険加入記録があることから、申立人が申立期間②に当該事業所で勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、申立人が名前を記憶している当時の同僚は既に他界しているため具体的な証言を得られない上、申立人の主張によれば、その義姉は事業所内で勤務しており、一方、申立人は渉外業務であったことから両者の勤務形態は相違していたことがうかがえ、C団体における当時の厚生年金保険適用事務に関する具体的な状況が不明であることから、申立人が当該事業所においてその義姉と同様に、厚生年金保険加入対象者として取り扱われていたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。